

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	高度専門看護学科（新）	夜・通信	3479 時間	80×4 ＝320 時間	
	高度専門看護学科（旧）	夜・通信	3045 時間	80×4 ＝320 時間	
	助産学科	夜・通信	979 時間	80 時間	
（備考）					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	専門学校ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営会議
役割	1) 目的 学校運営の円滑化・適正化を図る。 2) 構成員 学校長、社会医療法人生長会理事長、法人本部事務局長、法人本部看護部統括部長、府中病院・ベルランド総合病院・ベルピアノ病院・阪南市民病院長の院長・看護部長、援護部長、副学校長、事務長をもって構成する。学校長が特に必要と認めたときは、上記以外の関係者を構成員に加えることができる。 3) 書 記 学校事務長をもって、会議中の議事の書記となる。尚、会議終了後、速やかに学校長に議事録の承認をうけ保管する。 4) 運 営 学校長が召集し、議長となる。年間3回の開催を原則とする。必要により委員を召集する。運営会議では、次の事項を審議する。 ① 学校の規程（学則、運営規程）の制定、改正。 ② 学校の教育方針、教育課程の編成、教育計画及び教育内容に関する事項。 ③ 単位修得認定・卒業認定 ④ その他学校の運営管理に関する重要事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
社会医療法人生長会 理事長 (2019.11.1～)	2019.11.1 ～ 2023.3.31	関連施設理事長
社会医療法人生長会 法人本部事務局長 (2017.4.1～)	2017.4.1 ～ 2023.3.31	関連施設理事
府中病院 院長 (2015.4.1～)	2015.4.1 ～ 2023.3.31	関連施設理事

阪南市民病院 院長 (2011. 4. 1～)	2011. 4. 1 ～ 2023. 3. 31	関連施設理事
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 【作成に係る取り組み】 学生の学習に効果を上げるため、「学生の目線に立ってわかりやすい記述とする」「学習の見通しが立てられ、やる気がでる具体的な記述とする」「学生の学修成果を分析し、目標や教育方法を検討する」「学生からの授業評価を活用し、適時その内容を反映する」「ディープアクティブラーニングや共同学習等の活用」等を重視している。 <u>シラバス記載項目</u> ①授業科目の基礎情報（科目名、授業時数、対象学年：時期、必修/選択の別等） ②担当教員（実務経験のある教員、一般教員）の区別や資格 ③学修概要 ④目標 ⑤各コマにおける授業計画・授業方法、講義担当 ⑥講義に向けての課題 ⑦成績評価の方法と基準 ⑧テキスト・使用教材・教具・参考書 ⑨特記事項：履修に当たっての留意点 【公表に係る取り組み】 授業計画書を新年度オリエンテーション時に提示するとともに、HP上に公開している。	
授業計画書の公表方法	学校ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 本校履修規定に於いて評価方法を定め、各授業科目において、出席時間数が授業時間数の2/3以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。 試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験等で実施し、評価の基準は点数を優～不可とし、不可の場合は単位認定されない。実習においては評価の基準を設け、ルブリックを作成し、実習指導者、学生に明示し、評価の公正性、妥当性の質の担保を図っている。また、評価担当者会議を設け、基準に基づきその妥当性を協議し決定している。最終的な単位の認定の決定は、学校運営会議にて単位認定を行っている。認定されなかった科目は次年度再履修の上評価を受ける。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(授業科目の評価) 学則 19 条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の 2/3 以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。 2 各授業科目の評価は、優 (80 点以上)・良 (70～79 点)・可 (60～69 点) 及び不可 (60 点未満) とし可以上を合格とする。 3 病気その他やむを得ない理由により評価を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、願い出により追評価又は再評価を行うことができる。 (単位修得の認定) 学則 20 条 学校長は、授業科目を履修し評価が可以上の者に対し、学校運営会議の議を経て単位の修得を認定する。 半年に一度評価点及び学年順位と分布を本人および家族に郵送で送付し、担任面談を実施、必要時保護者を招聘する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学校ホームページにて公表 高度専門看護学科 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 卒業に関しては成績及び学習の状況をもとに学校長、学科長等で認定を決定する。その結果を学生に周知し、認定されなかったものは個別で説明し、対応を指導している。 学則 26 条 卒業に必要な出席日数は、原則として出席すべき日数の 2/3 以上とする。 2 学校長は第 20 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者に対し運営会議を経て卒業を認定する。 3 学校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。 履修規定 18 条 卒業認定は所定の全課程を終了した時点で運営会議を開催し、在学中の単位修得、出席状況、学習状況を総合的に審議して行う 履修規程 19 条 卒業判定に際し、卒業の要件は満たさないが、次年度 6 か月以内に学業の履修、その他卒業の要件を満たす見込みがあると判定された者に対して、学校長は卒業を延期することができる。 2 卒業が延期された者が 6 か月以内において、学業に精励し卒業の要件を満たしたときは、学校長は運営会議の議を得て再判定を行い、卒業を認定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	高度専門看護学科 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校ホームページにて公表 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		看護専門課程	高度専門看護学科			○	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	(新) 3770 時間 単位時間/単位	2435 時間 単位時間/単位	210 時間 単位時間/単位	1215 時間 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			単位時間/単位				
		(旧) 3590 時間 単位時間/単位	2290 時間 単位時間/単位	175 時間 単位時間/単位	1215 時間 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
320 人		305 人	0 人	19 人	118 人	137 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
授業計画書（シラバス）は3月中旬に決定し4月にホームページにて公表。 各授業計画書には、以下の内容を記載する。 ・授業概要・到達目標・授業時期や時間数などの授業計画 ・成績評価基準・方法・その他使用テキスト等必要事項
成績評価の基準・方法
評価点数は学則19条と履修規定12条に評価基準を設けている。 評価の基準の出席時間を満たし、以下の基準で 優～不可に評価し、不可の場合は単位認定されない。その場合は再試験を一回に限り実施している。実習も同様である。 評価方法は、試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験・その他、担当講師が認める方法によって行う。実習評価は目標標準型評価を用い、基準を明確にし、ルーブリック評価で実施している。 (授業科目の評価) 学則19条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の2/3以上の者は、その授業科目についての評価を受けることができる。 2 各授業科目の評価は、優（80点以上）・良（70～79点）・可（60～69点）及び

不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
年度末の学校運営会議にて単位と進級を認定する。認定されなかった科目は次年度再履修の上、評価を受ける。進級後の実習科目の履修の要件を満たしていない場合、不合格科目の単位履修が次年度に物理的に困難な場合は原級留置となる。
学修支援等
担任制で主担任各クラス 1 名ずつ、副担任を学年に原則 3～4 名配置、学習支援 4 年間計画を立案し、学習方法、学科成績、出席状況、模擬試験結果等を把握しつつ、学生に個別担当をつけ、長期的に支援している。また、学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、学年会議を設け検討を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
39 人 (100%)	3 人 (7.7%)	36 人 (92.3%)	0 人 (%)
（主な就職、業界等） 就職者全員看護師として就職：社会医療法人生長会 35 名、他 1 名			
（就職指導内容） 看護師としての専門知識技術を活用できることを最重要の指導とし、その中で自分の興味関心のある病棟や病院の特徴を知った上での選択を支援している。 病院見学や先輩との交流会を開催し早期から就業意識と自主性を啓発している			
（主な学修成果（資格・検定等）） 2022 年看護師国家試験合格率 100%。BLS 検定資格取得 本校の助産学科への内部進学 1 名。その他大学(助産師)・短期大学(保健師)入学計 2 名。			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
273 人	7 人	2.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更・病気等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任制で主担任各クラス 1 名ずつ、副担任を学年に原則 3～4 名配置、学生に心身両面で面接や健康チェックを実施している。出席状況に課題のある場合は面談し、アルバイト状況の確認や生活指導を実施。 また、学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、学年会議を設け検討を行っている。心理的に課題のある場合は心理カウンセラーに繋ぎ支援を行っている。家族にも連絡をとり、支援ネットワークを大切にしている。		

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		看護専門課程	助産学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	1041 時間 単位時間/単位	506 時間 単位時間/単位	講義に 含む	535 時間 単位時間/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20 人		21 人	0 人	5 人	34 人	39 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
授業計画書（シラバス）は3月中旬に決定し4月にホームページにて公表。 各授業計画書には、以下の内容を記載する。 ・授業概要・到達目標・授業時期や時間数などの授業計画 ・成績評価基準・方法・その他使用テキスト等必要事項
成績評価の基準・方法
評価点数の規程は学則 19 条と履修規定 12 条に評価基準を定めている。 評価の基準の出席時間を満たし、優～不可で評価し不可の場合は単位認定されない。 その場合は再試験を一回に限り実施し以下の基準に従って実施している。 実習でも同様である。 評価方法は、試験は、筆記試験・口頭試問・レポート・実技試験・その他、担当講師 が認める方法によって行う。実習評価は目標準拠型評価を用い、基準を明確にし、ル ーブリック評価で実施している。 （授業科目の評価） 学則 19 条 各授業科目において、出席時間数が授業時間数の 2/3 以上の者は、その 授業科目についての評価を受けることができる。 2 各授業科目の評価は、優（80 点以上）・良（70～79 点）・可（60～69 点）及び 不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
年度末に学校運営会議を開催し単位認定を行い、卒業を認定する。認定されなかった 科目は卒業延期となり、次年度再履修の上、評価を受けることとしている。
学修支援等
クラス担任と学習支援担当を置き、学習方法、学科成績、出席状況、模擬試験結果等 を把握し、学習支援計画を立案している。成績状況に合わせて、学生に個別担当をつ け長期的に支援している。また、学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収 集し、対応を検討し支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
19 人 (100%)	0 人 (%)	19 人 (100%)	0 人 (%)

(主な就職、業界等) 設置母体の病院に 4 名就職、その他全国の出身地の病院や大阪府内の総合病院等の産科に数名就職している。
(就職指導内容) 就職支援を実施。入学時に就職活動状況や、学生の意向を確認し就職病院の決定に関する検索方法や情報提供を実施し、必要時エントリーシートの書き方や面接対策を実施している。
(主な学修成果 (資格・検定等)) 過去 10 年間 助産師国家試験に 100% 合格、 受胎調節実施指導員申請資格 新生児蘇生法「一次」コース認定
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
21 人	1 人	4.8%
(中途退学の主な理由) 病気療養のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制で学習支援、学生に心身両面で面接や健康チェックを実施している。 学習状況や課題の個別情報を積極的に教職員から収集し、学年会議を設け検討を行っている。心理的に課題のある場合は心理カウンセラーに繋ぎ支援を行っている。家族にも連絡をとり、支援ネットワークを大切にしている。		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
高度専門看護 学科 (2022 年 度入学生)	250,000 円	600,000 円	250,000 円	
高度専門看護 学科 (2021 年 度以前入学生)	200,000 円	400,000 円	150,000 円	
助産学科	250,000 円	600,000 円	250,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
社会医療法人生長会修学金制度・日本学生支援機構				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法
学校ホームページにて掲載 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）
（目的） 第1条 この規程は、本校の自己点検、学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第42条並びに学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同様第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。 （学校評価委員会の設置） 第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に学校評価委員会を置く。 （委員会の所掌事項） 第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。 （1） 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関する事 （2） 自己評価の評価規準に関する事 （3） 自己評価報告書の作成に関する事 （4） 自己評価結果に基づく改善策の提案に関する事 （5） 自己評価結果の公表に関する事 （6） その他、自己評価の実施について必要な事項に関する事 （委員の構成） 第5条 委員会は学校長、副学校長、事務長、学科長並びに学校長が指名する委員により構成する。 2 委員の任期は原則として2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の補欠の任期は前任者の残存期間とする。 3 委員は再任することができる。 （自己評価の実施） 第6条 自己評価を実施する時期は、原則として毎年度末とする。 2 自己評価は、校長の指揮の下、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組む。 （委員会運営） 第7条 委員会に委員長を置く。 2 委員長には学校長が就任する。 3 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこの職務を代理する。 4 委員会は委員長が招集する。 5 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。 （自己評価結果の活用） 第8条 教職員は自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に努める。 （自己評価結果の報告） 第9条 学校長は、自己評価結果を運営会議に報告する。 （自己評価結果の公表）

第10条 学校長は、運営会議の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表する。
(学校関係者評価)

第11条 学則第40条に基づき、学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用する。

(学校関係者評価委員会の構成)

第12条 学校関係者評価委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 医療・学校等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 教育に関し知見を有する者
- (4) その他、学校長が必要と認める者

(学校関係者評価委員会の運営)

第13条 学校関係者評価委員会に委員長を置く。

2 学校関係者評価委員会は、学校長が招集する。年間2回の開催を原則とし、委員長がその運営にあたる。

3 学校長が必要と認める場合は、学校関係者評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 学校関係者評価委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第15条 委員長は、学校関係者評価委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成する。

(学校関係者評価結果の活用)

第16条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める。

(学校関係者評価結果の報告)

第17条 学校長は、学校関係者評価結果を運営会議に報告する。

(学校関係者評価結果の公表)

第18条 学校長は、学校関係者評価結果について運営会議の承認を受け、公表する。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
大阪府看護学校協議会 会長	2019. 4. 1～2023. 3. 31 (任期更新)	委員
大阪女学院大学・短期大学 教授	2019. 4. 1～2023. 3. 31 (任期更新)	委員長
関西医科大学看護学部 教授	2019. 4. 1～2023. 3. 31 (任期更新)	委員
大阪南リハビリ訪問看護ステーション (助産学科同窓会会長)	2022. 4. 1～2024. 3. 31 (新規就任)	委員
関西看護専門学校 事務次長	2022. 4. 1～2024. 3. 31 (新規就任)	委員
大阪警察病院看護専門学校 学校長	2021. 4. 1～2023. 3. 31 (任期更新)	委員

阪南市民病院 看護部副部長 (看護学科同窓会会長)	2021. 4. 1～2023. 3. 31 (任期更新)	委員
ベルファミリア 施設長	2019. 4. 1～2022. 3. 31 (任期終了)	委員
ベルランド総合病院 外来看護師 (助産学科同窓会会長)	2019. 4. 1～2022. 3. 31 (任期終了)	委員
学校関係者評価結果の公表方法		
学校ホームページにて掲載 https://www.seichokai.or.jp/school/about/disclosure.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

学校ホームページにて掲載 https://www.seichokai.or.jp/school/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

＊「－」は、個人情報へ配慮するための伏字であり、記載すべき合計値等には一切影響を与えないことに注意すること。

学校名	専門学校ベルランド看護助産大学校
設置者名	社会医療法人生長会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		41 人	40 人	42 人
内 訳	第Ⅰ区分	29 人	30 人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0 人
合計（年間）				42 人
（備考）				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	—	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下 のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間数 が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	—	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。